

第97回鹿児島県公益認定等審議会の審議結果の概要

1 日 時

令和2年12月21日（月）午前10時～12時

2 場 所

鹿児島県社会福祉センター 7階大会議室

3 出席者の氏名

(1) 委員

采女博文委員（会長）、福元紳一委員、松枝千鶴委員、宇都由美子委員、鳥丸聡委員

(2) 事務局

学事法制課、雇用労政課、総務福利課

4 審議対象法人（出席者）

一般財団法人鹿屋市勤労者サービスセンター（理事1名、事務局1名）

5 報告対象法人（出席者）

公益財団法人宇検村振興育英財団（常務理事1名、事務局1名）

6 議事

議事1 審議会の公開・非公開について

議事2 諮問案件の審議について

(1) 変更認可審議案件について（1件）

- ・ 一般財団法人 鹿屋市勤労者サービスセンター

(2) 次回の継続審議案件について

議事3 報告事項について

(1) 報告徴収案件について（1件）

- ・ 公益財団法人 宇検村振興育英財団

7 議事要旨及び議決事項

議事1 審議会の公開・非公開について

個人情報等の不開示事項の審議が必要となった場合は、委員に諮った上で非公開とする旨の議決がなされた。

議事2 諮問案件の審議について

(1) 変更認可審議案件について（1件）

議長が、申請法人に説明を求め、申請法人から、申請の概要について説明がなされた後、質疑が行われた。

(2) 次回の継続審議案件について

本日の審議案件について、申請法人の公益目的支出計画の完了予定年月日の変更に関して、更なる資料に基づく審査が必要として、次回に継続して審議する取扱いとされた。

議事3 報告事項について

(1) 報告徴収案件について（1件）

ア 公益財団法人 宇検村振興育英財団

公益財団法人宇検村振興育英財団で発生した不祥事案を受けて、法人から当該不祥事案に関する報告がなされた後、質疑が行われた。

今後の対応について、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力の観点からさらに確認を要する事項があるとして、再度の報告徴収を求める取扱いとされた。